◎会計検査院法の一部を改正する法律案新旧対照表

○会計検査院法	
(昭和二十)	
一十二年法律第七十三号)	
沙)	

に職務上の犯罪があると認めたときは、告発しなければならない。 第三十三条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員 第	第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。 第二十二条 次の事項は、検査官会議でこれを決する検査報告には、次の事項を掲記しなければならない。 「一~六 〔略〕 「中華 一年	改 正 案
なければならない。	第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。 「参記」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 「一~六 〔略〕 「一~六 〔略〕	現行

(傍線部分は改正部分)